

令和2年3月13日

◎今城委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

(午前9時59分開会)

本日の委員会は、きのうに引き続き「付託事件の審査等について」であります。

〈文化財課〉

◎今城委員長 それでは、文化財課の説明を求めます。

◎中平文化財課長 文化財課の令和2年度当初予算及び令和元年度の補正予算について御説明します。お手元の資料②高知県議会定例会議案説明書(当初予算)の657ページをお願いいたします。

令和2年度当初予算の歳入の主なものについて、節の欄(13)文化財費補助金につきましては、文化財の保存や調査等の事業に対する文化庁からの補助金です。

下の(20)埋蔵文化財調査受託事業収入につきましては、国直轄の公共事業である南国安芸道路において、埋蔵文化財の発掘調査を国土交通省から受託をすることに伴うものとなっております。令和2年度は現地での発掘調査はなく、これまでの発掘調査成果を取りまとめる報告書の刊行作業のみとなっております。

659ページの歳出です。5文化財費は令和2年度当初予算額2億8,972万9,000円で、前年度と比較しますと3,787万8,000円の減額となっております。主な要因といたしましては、先ほど御説明しました国直轄の公共事業の発掘調査の減によるものです。

それでは主なものにつきまして、右の説明欄に沿って御説明をいたします。

1高知城保存管理費は、高知公園の管理運営や高知城を重要文化財並びに国指定史跡として、適切に保存整備を行っていくための経費です。

右説明欄、上から2つ目の高知公園管理運営委託料は、高知公園全体の管理運営業務を行う指定管理者に対する委託料です。指定管理者は平成30年度から令和4年までの5年間、入交グループ高知公園管理組合を指定しています。

次の高知城保存整備等事業委託料につきましては、平成30年度から実施しております高知城石垣カルテの作成のほか、高知公園の支障木の伐採などを行いまして、文化財としての遺構保存と公園利用者の安全確保を図ってまいります。令和2年度に新たに実施する事業としましては、梅の段北側の変形が生じております石垣の修理に必要な調査及び設計を行いますとともに、ノートルダム大聖堂や首里城の火災の教訓を踏まえまして、高知城の防災施設の改修工事の実設計を進めるなど、貴重な文化財の保存に努めることとしております。

高知城保存整備工事費請負費につきましては、変形を生じている梅ノ段北側の石垣の崩壊を防ぐための改修工事を行うこととしております。また、高知公園西の丸北側斜面につきまして保全工事を行い、斜面周辺の安全確保を図ってまいります。

2の文化財管理調査事業費は文化財の新たな指定、これまでに指定されております文化財を保護・活用するための調査や市町村、保存団体等に対する助成等に要する経費です。

次の660ページ、上から3段目の調査委託料は、特別天然記念物のニホンカモシカについて、生息状況等についての調査を専門機関に委託して行うものです。

また、旧陸軍歩兵第44連隊跡地の整備活用については、本年度策定をしました保存活用基本方針に基づき、土地の取得に向けて手続をするため、不動産鑑定評価を行いますとともに、戦争体験者や遺族の方々の証言などの聞き取り調査を委託して実施することとしております。

下の文化財保存事業費補助金ですが、これは国・県の指定文化財である建造物や仏像などの修理や民俗芸能の伝承などの活動を支援するための補助を行うものです。

続いて、3の埋蔵文化財発掘調査事業費ですが、国直轄の公共事業等に伴って必要な埋蔵文化財の発掘調査について、国土交通省から委託を受けて行うものや、今後、発掘調査が見込まれる箇所での試掘調査、また埋蔵文化財包蔵地の管理等に要する経費です。

次の調査委託料は、国から委託を受けた発掘調査業務を公益財団法人高知県文化財団に委託して行うものです。

次の遺跡情報公開システム運用保守委託料は、平成26年度から埋蔵文化財包蔵地などの埋蔵文化財関連情報をホームページで公開しておりますが、このシステムの運用保守に係る委託料です。

4の埋蔵文化財センター管理運営費は、南国市にある県立埋蔵文化財センターの管理運営に要する経費です。内容は埋蔵文化財センターの指定管理者に対する委託料となっております。指定管理者は公益財団法人高知県文化財団を指定をしております。これまでに発掘しました埋蔵文化財の保存や展示、また児童を対象としました考古学教室の開催など、埋蔵文化財に関する広報普及活動を行っています。

以上が、令和2年度の当初予算です。

次に、資料④の議案説明書（補正予算）の333ページ、補正予算の歳出で、補正はいずれも減額となっております。

1の文化財管理調査事業費ですが、文化財保存事業費補助金は旧岡家住宅の修復事業につきまして、地元市町村が予算を確保することができず、令和元年度の事業を見送ったため減額とするものです。

2の埋蔵文化財発掘調査事業費ですが、調査委託料は国土交通省から委託を受けた埋蔵文化財の発掘調査業務を高知県文化財団に委託して行っておりますが、必要な人件費が減額となったことから減額するものです。

3の埋蔵文化財センター管理運営費ですが、管理運営委託料も埋蔵文化財センターの管理運営について文化財団を指定管理者として行っておりますが、予定より人件費が少なく

なったことから減額するものです。

最後に繰越明許費について御説明をします。次の334ページ、高知城保存管理費につきましては高知城の天守高欄塗装改修工事などにつきまして、設計内容の見直しが必要になったことや入札が不調になったことにより、契約できず繰り越しをお願いするものです。

以上で、文化財課の説明を終わります。

◎**今城委員長** それでは、質疑を行います。

◎**浜田副委員長** 埋蔵文化財の発掘調査で、香南市にある高速の野市のところの埋蔵文化財の発掘調査ですが、先ほどの説明ではもう終わったみたいな感じですが、どんな状況なんでしょうか。

◎**中平文化財課長** 発掘調査はことしで終わりますので、来年は発掘で出てきた遺跡等の整理とか、実績の報告書を作成していくことになっております。

◎**浜田副委員長** その際、高速の工事等との影響はないですか。高速のルート上にありますけれども、それはもう工事が順調にいくということでしょうか。

◎**中平文化財課長** 工事には支障がないと聞いています。

◎**米田委員** 44連隊の調査委託料553万円のことですが、聞き取り調査はもう既にして、テープ起こしの費用なんですけど、それは、県が直接そういう作業をやるということですか。

◎**中平文化財課長** こちらの委託料では新たに、兵役につかれた方とか、御遺族なんかを対象に20名ぐらいのインタビューの記録をとりたいと思っております。またあわせて、既存のデータをお持ちである方がおいでますので、お借りして、それなんかはテープ起こしをすると、あわせた作業をしていきたいと考えてます。

◎**米田委員** あと活用方針もたしか年末に出されたと思うんですけども、保存、それから耐震化も含めて、県民の皆さんに公開という流れはどんなスケジュールで進みますか。

◎**中平文化財課長** 今回、提出しております予算をお認めいただきましたら、今年度末までに財務事務所に対しまして、土地取得の希望を申し込んでいきます。それで来年度、具体的に土地取得の手続を財務省とすることになりますので、大方1年ぐらいかかって購入することになってきます。それと並行しまして、建物の基本設計とか、そういった準備を進めて、大体三、四年ぐらいは建物の修復とか、そういったものにかかるんじゃないかと、現在のところ想定しております。

◎**米田委員** そしたらこの間、建物をどうするかは、まだ最終方向は出ていないんで、そういう検討会を開いてやるという、そういう予算になるんですか。

◎**中平文化財課長** 基本的な方針としては定めていますが、細かいところは専門家の先生に入っていて、来年度、検討していきたいと考えています。

◎**三石委員** 高知城の保存管理費の中の石垣の整備事業、平成30年から令和4年までということをやっているんですけども、どういう形でカルテを作成しているのか、熊本城のこ

ともあったので、そこらあたり進捗状況を教えていただけますか。

◎中平文化財課長 現在、令和4年までの予定で本丸周辺の石垣カルテを作成するよう
しておりまして、順調に作業が進んでおります。具体的な中身としましては、3次元レー
ザー測量を実施しまして、石垣の立面図などの図面の作成、石垣の寸法でありますとか形
状など、こういったことを明確にするということと、石垣の観察もあわせて実施しており
まして、石垣の変形などを資料として記録する作業をしております。

◎三石委員 全て終わるのは、大体どのあたりまでできていますか。

◎中平文化財課長 本丸は令和4年で終わるんですが、その以下の全部をやるとすれば、
今のペースでいったら、まだ20年近くかかります。

◎三石委員 この調査はそんなに時間がかかるんですか。

◎中平文化財課長 予算があれば一挙にやることは可能かと思いますが、段階的にという
ことで、一番本丸のところが大切ですので、あそこはしっかりやって、それが終わりましたら本丸の耐震そのものの診断とか、場合によっては補強、建てかえとか修理に進んでい
きたいと考えております。

◎三石委員 金次第ということですね。それと銃砲刀剣類の登録審査委員の報酬3名、月
に1回やっていますよね。計が41万4,000円ですが、1回どのぐらいになりますか。

◎中平文化財課長 毎月1回、審査においでいただいております、報酬としては9,000
円1名様にお支払いしております。

◎三石委員 旅費とかそういうものを含めて、1人9,000円ということですか。

◎中平文化財課長 旅費は別途でお支払いしております。

◎三石委員 これは非常に専門性が問われるんですよね。金次第ということも今言わして
もらったんですが、9,000円というのは高いように見えるけれども、ほんとにだれかれでき
るようなことでありませんから、もう少し上げてやったらどうかなと思うんですが、そこ
らあたりはいかがですか。

◎中平文化財課長 委員おっしゃっていただくとおり、非常に専門的な知識を求められる
仕事になっていきますので、私個人としては、確かに安いような感じがするところですが
ども、どういった方法がとれるか、少し勉強させてもらいます。

◎三石委員 ぜひ、そこらあたり検討してやったらと思います。

◎土森委員 首里城の事例とかあるように、防災の設備なんですけれども、音と光の祭典
をやっていて、県民の皆さんが心配するところがあると思うんですが、そういう検討はど
ういう感じになっていますか。

◎中平文化財課長 高知城のライトアップは、去年、ことしとやったわけですが、そうい
った防災面は十分に説明して対応しておりますので、イベントでそういった火事になるこ
とはないと考えています。

◎土森委員 高知城が一番古いお城だと思うんで、またよろしく願いいたします。

◎今城委員長 質疑を終わります。

以上で文化財課を終わります。

〈保健体育課〉

◎今城委員長 次に、保健体育課の説明を求めます。

◎前田保健体育課長 初めに、令和2年度当初予算について主要なものを中心に御説明しますので、資料番号②当初予算書の662ページをお願いいたします。

歳入予算の特定財源について御説明いたします。9の国庫支出金、2国庫補助金です。

右側の説明欄、2つ目の学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金は、経験豊かな退職養護教諭を学校に派遣しますスクールヘルスリーダー派遣事業に係る補助金です。

次の教育支援体制整備事業費補助金は、顧問にかわって単独での指導や引率ができる運動部活動指導員配置事業に係る補助金です。

次の3委託金についてです。まず、スポーツ振興事業委託金については、本年開催されます、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に合わせまして、その機運を高めるためのオリンピック・パラリンピックムーブメント全国展開事業の委託金です。

次の初等中等教育等振興事業委託金は、がん教育総合支援事業の委託金です。

14の諸収入です。これは県立学校体育施設開放事業に伴い、利用者から徴収します光熱水費などの収入です。

次に、歳出予算について御説明いたします。663ページ、2の児童費、3保健体育費です。

右の説明欄、1の学校給食推進費は、学校給食の運営普及充実と食育に関するものです。

1つ目の健康診断委託料は、県立学校の給食従事者に対する健康診断委託料です。

2つ目の衛生管理研修会実施委託料は、学校給食における衛生管理の徹底と職員の資質向上を図るため、公益財団法人高知県学校給食会に委託し、衛生管理食育研修会を開催するものです。

3つ目の食育推進事業委託料は、望ましい生活習慣の基礎となる朝食の摂取を推進するために、公益財団法人高知県学校給食会に委託し、ボランティアによる食事提供活動の充実を図るものです。

2の学校保健推進費は、学校保健の充実と児童生徒の健康管理に関するものです。

1つ目の学校医等報酬は学校三師、いわゆる学校医、学校歯科医、学校薬剤師の報酬です。

2つ目の健康診断委託料は、県立学校の児童生徒の健康診断委託料です。

664ページ、1つ目のがん教育推進事業委託料は、新学習指導要領に対応した学校におけるがん教育の普及啓発及び地域の実情に応じたがん教育の取り組みを推進するため、市町村教育委員会に委託するものです。

2つ目の保健教育推進事業委託料は、学校と地域の関係機関が連携し、地域の課題に応じた性に関する指導の取り組みを推進するため、その取り組みを中芸広域連合に委託し、性に関する指導内容の充実を図るものです。

3の学校体育推進費は、体育の授業改善等を通して子供の体力運動能力の向上を図るものと運動部活動の指導と活性化を図るものです。

1つ目の大会運営委託料は中学校・高等学校・定時制・通信制の県大会における運営を競技団体に委託するものなどです。

2つ目のオリンピック・パラリンピック教育推進事業委託料は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、オリパラ教育を推進するため、推進モデル地域における学校で、実践に取り組むことを市町村教育委員会に、また児童生徒の多様性への理解を促し、共生社会の実現を目指す子供たちを育成するため、パラリンピアンやパラスポーツ選手等を学校へ派遣することを総合型地域スポーツクラブ等にそれぞれ委託するものです。

5つ目の全国高等学校総合体育大会準備委員会負担金は、令和4年度に四国で開催されます全国高等学校総合体育大会に向けての大会準備等を行う、令和4年度全国高等学校総合体育大会高知県準備委員会への負担金です。この件に関しましては、昨日、高等学校課が説明しました全国高等学校総合文化祭実行委員会負担金の双方代理と同様の内容となりますので、事前許諾をお願いいたします。

その下の部活動指導員配置促進事業費補助金です。これは県内の市町村立中学校の運動部活動において、単独で指導や引率ができる運動部活動指導員の配置に要する経費の一部を補助し、指導体制の充実や担当教員の負担軽減を図るものです。

以上、保健体育課の令和2年度当初予算は2億2,383万円で、対前年度比は96.6%となっております。

続きまして、令和元年度補正予算について御説明いたしますので、資料番号④補正予算説明の336ページをお願いします。

2の児童費、3保健体育費の右側説明欄の1学校給食推進費の減額は、扶助対象人数が当初の見込みを下回ったことによる給食扶助費の減額によるものです。

次に、2学校保健推進費の減額は、児童生徒の受診人数が見込みを下回ったことによる健康診断委託料の減額及びスクールヘルスリーダー派遣事業を活用している学校からの派遣申請回数が当初の見込みを下回ったことによるものです。

次に、3学校体育推進費です。1つ目のオリンピック・パラリンピック教育推進事業委託料及び2つ目の部活動指導員配置促進事業費補助金について、オリンピック・パラリンピック教育推進事業の委託料及び部活動指導員の配置人数が見込みを下回ったためです。事務費の主なものは、学校体育大会のブロック大会への出場校が見込みを下回ったことに伴い、旅費が減となったもの等がございます。

歳出は、総額で2,996万1,000円の減額補正となっております。

保健体育課の説明は以上です。

◎**今城委員長** それでは、質疑を行います。

◎**桑名委員** 部活動の指導員のことなんですけれども、来年度が1,800万円でも、今年度は1,100万円使っていないということで、これは指導員がいなかったってということなんですけれども、この事業自体は、教員の負担軽減というのが第一にあって、もう1つは指導員がいなければクラブが存続できなくなるということで、要は存続させるためにも使われる事業だと思うんですけれども、昨年度も同じぐらいの予算でやっていたと思うんですが、使われていない具体的な理由、要は指導員が見つからなかったのか、逆に学校のほうが指導員を求めているなかったのか。今の学校運営も現場ではクラブ活動を減らしたいという思いが、少しあるかと思うんですけれども。どちらが多いのか、現場の状況を聞かせていただきたいと思います。

◎**前田保健体育課長** 予算の減になったところですが、市町村におきまして、この部活動指導員に係る管理規則の改定を行わないといけないということがございまして、それは議会の承認等が必要になってまいります。そのため、開始時期がおくれたのが一つです。それから、部活動指導員の仕事の都合により、やっただいていての方が、どうしても当初予定したものよりも少なくなっているということが出ています。

それから、3月に人事異動の発表によりまして、本来、その部活では指導者がいなかったんですが、担当教員が新しく来てその方ができるといようなことも、いろんな事情があり、申請を取り下げたとかというのが市町村のほうで多く出てきている現状です。

あとは市町村の優先順位が、例えばことしは校務支援システムを導入しないといけなかったりして、多額のお金もかかるということで、指導員について取り下げたというところもちょっと出てきております。

数的に言いますと、部活動指導員につきましては、昨年度が中学校、県立も市町村も合わせて8名ということでスタートしておりまして、本年度については、市町村が20名、県立が5名で25名です。県立高校のほうで24名ということで、合わせて49名配置できております。

今年度の予算につきましては、市町村のほうに要望を聞きまして、47名ぐらいが上がってきておりますので、それについての予算は上げております。県立についても、希望するところについては、その人数をできるだけ配置するというので、予算のほうに上げております。

◎**桑名委員** クラブ活動の充実も子供たちのためにもなりますし、教育になろうかと思えます。ただ一方で学校のクラブが多ければ多いほど運営というのは大変なんですけれども、

御承知だと思っておりますけれども、高知市内でこんな例があって、そのクラブ員もいる、

試合に出られるだけの充実したクラブでありながら、そして、高知県でも入賞するぐらいのチームでありながら、ある中学校で数年後には廃部にしますよってということで、そこにはまだ、指導員がいなかった時期があったんですが、外部もお手伝いしましょうと言ったけれども、いや学校の方針ですから、もう令和何年には廃止しますと。

その中で、そしたらそこにスポーツ少年団も下にあって、そこから上がるんですが、中学校であと数年後になくなるって言ったら、隣の学校に転校しているんですね。ことしも3人ぐらい入る子供がいるんだけど、多分、この春は隣の中学校に行きましょうってということで。そしたら、今度は指導員がどうなっているかっていったら、去年から専門の先生がいるんだけど、学校の方針としては何々部は廃止をするっていう、不幸なというか、子供たちにとったらそこに先生もいるのに、そして実績も上げて、この間も県の中で3位ぐらいに入っている中学なのに、廃部されるということが納得がいかなと。でも、それは前の校長先生が決めたから、今の校長先生はそれを守りたいって一言だけなんですけれども。ただ実際、転校している人が去年1人いて、ことしも3人ぐらいは私立へ行ったりするんですけど、公立でやりたいって子供たちがそこに入れずに、隣の学校に行ってるって事例があるんです。

今回は専門の先生がいるからよかったですが、やめるときには、外部講師をとという制度があるんだったら使いたいが、その学校が認めなかった事例もあるんでね。そんなところをまた一つずつ調べて、子供たちはそこでやっていきたいのに、せっかくあるのに隣の学校に行かなくちゃいけない、そういった不幸はないようにしてもらいたいと思います。

◎山崎委員 関連して部活動のことなんですけれども、これ本会議のほうでも質問させていただいたんですが、新たな部活動の体系が出て、週に2回休まないかん状況の中で、短時間でも競技力を落とさないことがすごく大切で、やっぱり教員の意識を変えてもらうとか、新しい部活動のあり方、来年度、その辺についてはどういうふうに取り組みされるのかをお聞かせください。

◎前田保健体育課長 一つは、教員の負担軽減が今物すごく言われていまして、教職員福利課のほうからも説明があったように、来年、時間外勤務の上限を月45時間、年360時間でいくようになっていきますので、部活動に関しては、やはり意識改革はすごい大事だということで、今年度につきましても競技ごとに、昨年度ぐらいからやっておりますが、サッカーであったり野球であったりという比較的時間の長い練習を要するクラブにつきまして、県外で効率的・効果的にやって、かなり競技力も高いようなところの学校の先生とかに来ていただきまして、実際にどういう練習をやっているかということをやらせていただいて、一つはボトムアップ理論というようなものを取り入れさせてもらいます。

それは生徒が主人公で、先生が1から10まで教えるのではなく、高校生ですので、自分たちで練習計画を立てたりとか、自分たちで選手を選んでいたりとかってというようなこ

とをやられている。先生は裏方に回るような、最初のほうはしっかり指導はされてるんですが、順番に生徒のほうに移行していく、そういったことで、一つ意識改革を図っていくことで、競技に対してそういう形で指導しています。

また、今度、効率化を図っていかないかん。それから、マネジメント力を上げていかないかんということで、来年度4月から県立学校のほうでは、統一した年間の活動計画のほうを実施していただくということで、県立校長会等で説明して、現場のほうにおろさせていただいています。年間の一覧表で運動部活動の決められた休養日であったりとか、1週当たりの練習時間とかがエクセルでつくってありますので、計画を立てることによって、それが出てくるような形でお願いして、4月からやることにしてありますので、一定そこで管理職も、部活の状態がどうで、試合への参加状況なども把握していただきながら、指導していただく。またそれを見える化していますので、保護者等にも示して、ある一定、試合もこれぐらいというところも示しながら、やっていただきたいと今動いております。

◎山崎委員 今の方向性を聞いて安心したんですけれども、やっぱり現場の感覚で言うと、特に部活動なんかは、そういう指導で実践している人を見るのが一番刺激を受けると思いますので、何か理論を聞くとかじゃなくて、実際そういう短い時間で子供たちを使って、結果も出ている人で、刺激をいただくのが一番広まりやすいと思いますので、ちょっと思い切って、それを継続的に広い範囲でやっていただけたらと思いますので、要請します。

◎大野委員 部活なんですが、個人的には地域のスポーツクラブが将来的には受け皿、特に今、郡部のほうは、なかなかチームができない状態が結構出てきていまして、合同チームとかが当たり前のような形になってきています。その中で、意識改革の話もあったんですけれども、個人的には形態として地域スポーツクラブも利用していくべきじゃないかなと思うんですが、今地域スポーツクラブはどんな形になっているんでしょうか。

◎前田保健体育課長 所管のほうは、スポーツ課がやりながら、スポーツ協会のほうが一緒にやってるような状況でして、昨年のものでいうと会員数とかも大体7,300ぐらいで、これは毎年変わっていない状況です。今スポーツ課のほうは地域スポーツハブというような形で、そこは主にNPO法人をもっています総合型クラブに対して、一つは子供たちが今まで余り取り組めてないような、地域で行ってないようなスポーツ、例えば土佐市であればバドミントンを小学校あたりではやっています。社会人もあるんですが、中学校とかではやっぱりないということで、一つそういう形で、地域にないものを新しくやらせてあげよう。それが今度は大会のほうへも出場していく、そこへは、高知県バドミントン協会の方とかが指導者として入っていただいて、そこで学校とはちょっと違うところでやりながら、大会に出場する時だけは、学校の先生について来ていただくみたいな方法をやっています。

まほろばクラブ南国、それから土佐清水にあるスクラム等も同じような形で、地域で子供たちがスポーツする機会がなくなってきましたので、その地域でつなぐような形を入れ

たり、あるいは新しいものを入れたりしながら、地域でそれぞれ考えて今やっています。それをスポーツ課のほうがまた、今度、正確な数がわからないですが、5つか6つぐらい指定していますので、それをまた来年度広げていくような構想も、この間言われておりましたので、そういう形で地域のスポーツクラブ、あるいは体育協会とか地域の、そこらと連携しながら、子供たちのスポーツ環境とかをまた広げていくことを今やっております。

◎大野委員 学校部活動との連携なんかは、今まで事例はないでしょうか。

◎前田保健体育課長 部活のほうに関しては、先ほど言ったような形で、指導者として入ったりということもありますし、小学校でやっていた子が中学校へ行ったときに部活がないのでクラブで受けて教えたりしています。例えば土佐市ですと水泳とか新体操は、クラブが小学生に教えていますが、そのあと中学校に行けばないので、クラブが指導者も体育館も押さえて練習しながら、部活でやっていくということが、新しいのでやっております。

既存のものに対しては、指導者で協力できるところは、スポーツクラブの指導者が教えに行ったりとかもあると聞いております。

◎大野委員 それこそ20年前ぐらいにできたんですかね、スポーツクラブができて、最初は勢いがあったような気がするんですが、だんだんしりすぼみになってきた。でも、中学校とか、部活動がなかなかできないところもできてきた、合同チームもふえてきた。スポーツクラブと学校の部活動なんかも、どこかでリンクさせていく形を検討もしていくときにきているんじゃないかなと、やっぱり子供たちがかわいそうなんですよね。自分がやりたい競技が学校に行ってもなかったりとか、そこら辺をフォローしてもらおう手だてを何か考えていただければと思いますので、よろしくお願いします。

◎土森委員 土佐市のバドミントンのクラブは、学校の先生が大会に連れていっているということですか。

◎前田保健体育課長 確認はできてないんですが、そういう形で、以前に電話で確認したときには、大会出場も含んでやっていくと。まだそこまでのレベルには達していないというようにも言っておりましたので、これから目指していくような形です。

◎桑名委員 新型コロナで高校野球、甲子園も中止になって、野球だけじゃなくて、春の選抜が各種目ほとんど中止になって、子供たちがしょげていると思うんですが、冒頭で言ったように、この時期がまた教育の時期というので、これは学校の勉強するしなくてはなくて、今度は目指していたものがそこでなくなったときに、また顧問の先生が何を語るか、そして何のためにスポーツをするのか。こっちがインターハイ目指したり野球だったら夏の甲子園へ行くんでしょうけれども、これがまた終息しなければどうなるかわからない中で、今3年生になる子供たちって、結構スポーツやっている子は心が不安定になっているかもしれないんですけども、ここのところをどうするかも、ある意味、体育の先生、顧問の先生たちにしっかり話せるような、教育委員会としての指導というものも、必要なこ

とではないかなと思っておりますが、いかがですか。

◎前田保健体育課長 学校からも、部活についてどうしたらいいだろうという問い合わせもございます。今、関係課とも話をしながら、国の動きもやっぱり出てきますので、そういうことも、それから他県の状況も今ちょっと調べている状況です。ただ、学校が再開できるかどうかという判断がまず一つになるかと思っておりますので、来週ぐらいには、3月4日から3月19日まで臨時休業ということで示してありますので、高等学校課、それから小中学校課とも話しながら、それが一定延びていくのかどうかも含めて、また、そういったことで、先生方が言われたような学習に関しても、部活に関しても、もしもできないということであれば、子供たちが家で何かトレーニングをしたりとか、体力落とさないためにどういう練習をしたらいいか、それから、集まることがちょっと難しい状況ですので、家庭のほうでできる家の周りを走ったりとか、いろんな練習方法はあろうかと思っておりますので、そういったものも、あわせてお願いしていこうかと思っております。

◎今城委員長 質疑を終わります。

以上で保健体育課を終わります。

〈人権教育課〉

◎今城委員長 次に、人権教育課の説明を求めます。

◎西内人権教育課長 まず、令和2年度当初予算について御説明いたします。資料②議案説明書（当初予算）の666ページをお願いします。

まず、歳入について主なものを説明欄で御説明いたします。教育支援体制整備事業費補助金は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を初めとする教育相談や、SNSを活用した相談支援体制の充実を図るため、国庫補助金を受け入れるためのものです。

その下の生徒指導総合推進事業委託金は、県教育委員会と市教育委員会が連携し、不登校の未然防止につながる取り組みの検証や改善を適切に行うことにより、地域全体の不登校対策を推進するため、国からの委託金を受け入れるものです。

次のページの節の区分に掲載をしております（9）心の教育センター整備事業債は、心の教育センターの新築工事を実施するため、起債を行うものです。

続きまして、歳出について、668ページの説明欄で御説明します。

まず、1人権教育推進費の人権教育研究推進事業委託料は、国からの委託を受け、学校における人権教育の推進を目的とした実践的な研究を、学校を指定して実施するものです。

高知県人権教育研究協議会補助金は、一般社団法人高知県人権教育研究協議会が実施する人権教育に関する各種研修会開催の経費等に対して補助するものです。なお、令和2年度は四国地区人権教育研究大会が本県で開催されるため、その経費についても補助対象と

しております。

続きまして、2地域改善対策進学奨励事業費です。その2つ目の奨学資金返還相談員設置委託料は、返還金未納者に対する納付指導や返還免除手続等の相談活動を行う返還相談員の委託配置に要する経費です。

その下の地域改善対策進学奨励貸付金等事務費交付金は、債務者への返還通知や免除申請などの手続きは市町村を通じて行うこととしておりまして、この事務に要する経費として、25市町村に交付をするものです。

次のページ、1豊かな心を育む教育推進費の2つ目の相談事業委託料は、24時間の電話相談を実施するための平日夜間及び休日における電話相談業務やSNSを活用した相談業務をそれぞれ民間業者に委託するものです。

次の学校ネットパトロール委託料は、児童生徒がネット上のいじめ等のトラブルに巻き込まれていないか、学校非公式サイトやツイッターなどの監視を民間企業に委託をして、早期発見、早期対応を図るものです。

次のスクールソーシャルワーカー活用事業委託料は、スクールソーシャルワーカーを県内全市町村学校組合に配置するための経費です。

不登校対策推進事業費補助金は、高知市が配置する不登校対策アドバイザーを活用した新規不登校児童生徒の抑制を図る取り組みに対して補助するものです。6名の不登校対策アドバイザーが高知市内の各小中学校を巡回訪問して、不登校の未然防止や早期対応等の取り組みについて、指導助言を行い、各学校の取り組みの充実を図ってまいります。

その下の事務費につきましては、各学校に配置をしておりますスクールソーシャルワーカー等の報酬のほか、新たな取り組みといたしまして、市町村が設置する教育支援センターにおける学習指導をより効果的に実施するために、当課に学習指導研究員を1名配置をして、教育支援センターに通所する児童生徒の心身の状態に応じた学習指導計画の立案や、効果的な教材について研究をいたしまして、その成果を県内に普及してまいります。

また、学校で起こるいじめ等の生徒指導上の問題や、保護者とのトラブル等を法的に解決する弁護士、いわゆるスクールロイヤーを活用した事業を新たに実施をいたしまして、学校がスクールロイヤーからの法的な助言等を受けることで、適切な対応が図れるように進めてまいりたいと考えております。

続きまして、2心の教育センター費です。その2つ目の建築工事監理等委託料は、心の教育センターの施設建てかえに係る工事の管理等に要する経費です。

その下の施設整備工事請負費は、昨年2月議会で債務負担行為の承認をいただきました心の教育センターの新築工事請負費を計上するものです。

次のページの事務費につきましては、心の教育センターの管理運営に要する経費が主なものとなっております。なお、心の教育センターにおきましては、これまでの通常の相談

業務に加えまして、日曜日に開所して休日の来所相談に対応したり、県東部や西部での相談にも対応できるようサテライトセンターを開所するなど、相談しやすい体制づくりを推進してまいります。

以上、令和2年度の歳出予算案は8億1,213万4,000円で、前年度に比べて、1億4,115万3,000円の減額となっております。

続きまして、2月補正予算について説明いたしますので、資料④議案説明書（補正予算）の337ページをお願いいたします。

まず、歳入につきまして、9国庫支出金の1,042万3,000円の減額は、国費の補助事業の内示と委託料の減によるものです。

続きまして、338ページ、歳出について説明欄で御説明いたします。

まず、先に2地域改善対策進学奨励事業費についてですけれども、国庫支出金精算返納金といたしまして、6,829万円の増額を計上しております。地域改善対策奨学資金は、国の補助を受けて貸与を行っているため、貸与を受けたものから返還された額等の国庫補助該当分について、国へ返還するものです。

次に減額につきましては、1人権教育推進費とその下の1豊かな心を育む教育推進費で、先ほど、歳入予算の減額で御説明しましたように、国の内示額が当初計画を下回ったことなどに伴うものです。

人権教育課の令和元年度2月補正、歳出予算案は4,070万6,000円の増額となっております。

以上で、人権教育課の説明を終わります。

◎**今城委員長** それでは、質疑を行います。

◎**三石委員** 相談事業委託料、約1,500万円近くかけてやるということですが、民間の業者に頼んでいるということですが、具体的にどういう体制でやられているのか。相談があった、それをどう生かしているのかも含めて、詳しく教えていただきたい。

◎**西内人権教育課長** 相談体制、相談事業の委託料につきましては、大きくは、この中に含まれておるものとしたしましては2つございまして、先ほど説明いたしましたとおり一つは24時間、電話相談です。それともう一つがSNS相談ということで、民間に委託をしておりますけれども、24時間の昼間については心の教育センターが相談を受けまして、そして、夜間と休日につきまして民間に委託をして、24時間対応できる体制をとっております。ただ、電話相談につきましては、少しずつニーズが下がっております。昨年度は、一度件数としては増加いたしました、これはリピーターが何回も電話してくるということで、実は電話相談のニーズは下がっております。ただ、これはいつでも受けられる体制をとることが非常に重要であるということと、その相談につきましては、夜間に受けたものをその場で解決、相談を受けていただくということもございまして、重篤なものについては、しっかり心の教育センターにつないで、そちらで対応することも行って

おります。

それから、逆に電話相談のニーズが下がる分、SNS こういった相談での件数というのが一定数ございまして、これは、現在のところSNSの相談対象といたしましては、県内の高校生、そして特別支援学校で希望する高等部の生徒などを対象としておりまして、実はこれは、実際にはQRコードを配って、登録をしていただかなければ相談につながるができないんですけれども、QRコードを登録するところが非常に難しい状況がございまして。ただ、QRコードを登録する方は、一定相談をしたい方で、一度、登録をしていただくと、半数以上の方は相談をしてくださっており、それも業者のほう为抓手り対応してくださっております。なお、緊急の場合には当然、関係機関とも連携しながら対応するということも含めて体制を組んでおります。

◎三石委員 相談を受けたら、それを生かさないといけませんよね。受けてそうですかってことじゃないわけよね。それは心の教育センターなんかとも連携していると言われたけれども、ほかとも連携はされているわけですよね。

◎西内人権教育課長 緊急性を要するケース、例えば命にかかわるような場合には、児童相談所にも連絡をして対応をお願いをしたりとか、あるいは所在がどこなのかということ突きとめるために、警察の方に協力をいただくような場合も必要になってまいります。ただ、今年度に限って言いますと、そういった重篤なケースというのは実は起こっておりません。ただし、それはいつでも対応ができるように体制を組んでおります。

◎三石委員 相談をする側は顔が見えないわけよね。これ機械的に「はあはあそうですか」じゃ事はすまんわけで、どういう方がその相談員として選任されているんですか。

◎西内人権教育課長 実際に委託をしております民間業者は、県外でして、特にSNS相談というのは声も聞こえない、そして、顔も見えませんが、その文章の中から読み取る力が必要になってまいりますので、相談スキルは相当高いものが求められます。

そういった中で、特にSNSにつきましては、相談員が絶えず研修を積みながら、スキルを上げていくことで、そのことは民間業者にもお願いをして対応していただいております。

◎三石委員 それは、相談をするところがないよりか、どんなところでも相談するところがあるにこしたことはないわけですね。ただ1,500万円近くのお金を入れて、それだけに値するような、ほんとに親身になってやってくれているとは思わなくても、そのあたりはどうかということ、ただ1,500万円近くもらって「はあはあそうですか」じゃいかんわけよ。ほんとに真心込めてやってもらわないと、そこらあたりの体制はどうなんですか。

◎西内人権教育課長 この事業自体は国の補助もいただいて実施をしております。当然、国からも、一定のスキルのあるところというところが示されておりますので、それに基づいて、うちも実際プロポーザルをやりながら選定をさせていただいて、そこについては、

相談スキル、それから対応力、そういったものを上げていく。それから、連携していく力、そういったものも含めてお願いをしております、そこは一定の効果としては上がっているとは考えております。

◎三石委員 それと、スクールロイヤー活用事業、弁護士による学校でのいじめ予防教育や学校からの法的相談の対応を行うと。いじめを初めとする生徒指導上の諸問題の解決や保護者への対応の充実を図るということをやっていますね。普通そういう問題が起こったときに、県教委のほうに相談をしたりとか、市町村やったら市町村の教育委員会のほうに相談したりとか、警察に相談したりとか、児相に相談したりとかいろいろあるじゃないですか。県にも顧問弁護士がおるわけですけれども、わざわざ弁護士を雇って、スクールロイヤー活用事業をやられている、これも、ないよりかあったほうがましなんやけれども、どういう実績や効果がありますか。

◎西内人権教育課長 全国的に、まだスクールロイヤーの活用事業というのは、今年度ぐらいから、ほんとに少ない都道府県で始まったばかりでして、ちょっと具体的な中身については、うちでまだ把握するところまで至っておりません。ただ、国といたしましても、いじめ問題がこれだけ大きな社会問題になってきて、学校と保護者との間でなかなか合意点が見出せないという状況も、実は全国でも起こっているという状況ですので、国といたしましても、やはり法的な対応は一定学校もしなければならぬだろうと、今回、国から地方交付税としていただきましたので、それをうちも活用しながら、来年初年度になるんですけれども、やりながら少しずつ課題と成果、それを分析していきたいと考えております。

◎三石委員 もうちょっと具体的に、どういう形で弁護士さんを選んでという、そこらあたりを。

◎西内人権教育課長 弁護士につきましては、個人の方にピンポイントで当たるということではなくて、弁護士会のほうに御相談をさせていただいております。当然、弁護士の方もそれぞれいろんな業務がございますので、いつどのような相談があるかということにはわかりませんので、その都度、弁護士会のほうに相談させさせていただきながら、弁護士を選定していきたいと考えております。

◎三石委員 こういう窓口もつくりますよということよね、ここだけじゃなくて、いっぱいの中の一つと、こういうことよね。

◎西内人権教育課長 そうです。

◎田所委員 人権教育推進費のところに当たるかもしれないんですが、今10の人権課題が11にふえるということで多様な人権課題がふえていく中で、人権教育に係ってくる重要性は、非常に大きなものになってくるのかなと思います。多様なこの社会の中で共生社会というのを築いていく中で、そういう意識の醸成であったり、心を育てていくところで重要

になってくると思うんですが、さまざま学校の中でもやらないといけないことがあるかと思うんですけれども、そこでしっかりと人権教育の時間が今、計画どおりとれているのか。教育で十分に行ってるのかというところの認識と、取り組みされているようであれば、そこを教えていただきたいと思います。

◎西内人権教育課長 人権課題につきましては、県民に身近な人権課題もございまして、これについては、小中学校の9年間の中で、特に、小学校で言いますと高学年からになりますので、実質的には5年・6年間になりますけれども、小中の中で全ての県民に身近な人権課題については学習するというので、各市町村のほうにもお願いをし、しっかり小中が連携をして学ぶ機会を設けるようにしております。

そして、高校につきましても、3年間の中でもう一度学び直しをするということで少なくとも高校卒業するまでに、2回は人権課題についてしっかり勉強するという機会を設けていただくようお願いをしております。

ただ、実際には特設という形で人権課題を1時間丸々として勉強するというのは、なかなか難しいです。そういった中で、実際には教科の中で、しっかりそれを関連づけて学び取っていく、そういった時間をしっかり確保していただきながら、ただそのときに、ちょっと触れたぐらいでは当然わかりませんので、そのことからしっかり発展をさせていただいて、しっかり学び取っていくという機会を設けるようお願いをしておるところです。

◎田所委員 それと教える側、若手教員もふえていく中で、しっかりとそういうことを教えていけるような教員の育成というか、そういうところも重要になってくるかと思いますが、その辺の認識と取り組みがあれば教えてください。

◎西内人権教育課長 人権教育主任というのはやはり各学校で大きな鍵を握っていると思っております。これまでは私どもといたしましても、人権教育主任に対して毎年研修をしてきたんですけれども、その育成は、しっかり各学校で人権教育についてのプランニングをしてほしいということでお願いをしてまいりました。特に今年度から力を入れたのは、やはり人権教育主任が人権課題について、しっかり教員にレクチャーできる、そういう力をつけてほしいということで、今年度から研修の方法を変えております。

そういった形ですので、実際には年間指導計画をリードしていただくと同時に、人権課題について、校内で人権主任みずからが研修できる、そういう力をつけていただくように今進めているところです。

◎田所委員 取り組みはわかりました。引き続き取り組んでいただきたいと思ひますし、先ほども申し上げましたけれども、これから多様な社会になっていくなれば教育で始まって、社会に適応していくというところで、いろんな方をこれからも受け入れていかないかと思ひますし、そこをしっかりとっていただきたいと思ひます。両面あって、教育本当に大変だと思ひますので、しっかりと取り組みをお願いしたいと思ひます。

◎大野委員 来年度は、心の教育センターの機能強化ということで、サテライトをやられるということなんですけれども、これは具体的にどういうスタッフが、どういう形でやるのかをちょっとお伺いしたいです。

◎西内人権教育課長 現在、私どもで80名を超えるスクールカウンセラーを雇用しております。その中で、このサテライトにつきましては、現在考えているところは、東部は田野町のほうに拠点を置き、ふれあいセンターを拠点にして、学校があるときに相談できるように週1日ですけれども、朝の9時から5時までの時間帯で相談を受けるという形をとっております。

それから、西部につきましても幡多の総合庁舎をお借りして、これも週1日ですけれども、9時から5時の時間帯で相談を受ける体制をとろうと思っております。

◎大野委員 総合庁舎とかには、どういった方が来るという想定なんですか。

◎西内人権教育課長 御存じだと思いますけれども、各学校のほうにスクールカウンセラーも配置をしております。それから、教育支援センター、特に市の教育支援センターのほうにも、アウトリーチ型のスクールカウンセラーも配置をしております。その中でもニーズが拾い切れないお子さんもいらっしゃるということと、それと逆に身近過ぎたら相談をようせんという保護者やお子さんがいらっしゃいますので、そういった意味で、また別の機関を設けることによって、そこにも足を運んでいただいて相談ができる体制をとりたい。

少し補足説明しますと、日曜日の心の教育センターの開所ということで、これは基本的に毎週やりたいと思っております。その中で、なぜ少し日曜開所のほうに厚みを増しているのかというと、これまでの実績などから、相当日曜日はニーズが高いだろうということを考えております。当然、心の教育センターの本体のほうで実際に相談業務を行いますので、高知県をリードするような専門性の高いスクールカウンセラーが相談を受けるという形になっております。ですので、実は今まで西部や東部で拾い切れなかったニーズをしっかり拾い上げて、そこで最終的には、特に重要なケースについては、心の教育センターのほうにつないでくるというようなシステムをつくっていきたいと考えております。

◎大野委員 郡部のほうでも、割合的に物すごく不登校の方がふえていると思うんです。親御さんが、学校の先生に相談していただいて、先生からそういうことがあるということをご周知もしていただいて、有効に活用してもらったらありがたいなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

◎米田委員 669ページの不登校対策推進事業費補助金、これは高知市のアドバイザーのお金ですよ。どういう経過でそういう対応をされるのかというのと、このアドバイザーは人件費そのものを県が補助して、管轄というか指導指揮命令関係は、高知市がアドバイザーの6人を対応してやっているという事業なんですか。

◎西内人権教育課長 この不登校対策アドバイザー6名につきましては、やはり高知市は

学校規模も大きいということと、それから不登校のお子さんも県全体の半分を占めるというような相当苦しい状況がございます。そういった中で、高知市といたしましても、経験豊富な不登校アドバイザーの方に入っていていただいて、管理職や教職員への指導助言をしていただく。場合によっては、直接お子さんや保護者の相談にも乗っていただく、そんなこともやっております。

その中で、指揮命令といたしましては、当然高知市が主体ではございますけれども、私どもも、実はケース会議に入らせていただいたり、あるいはどういう指導支援、助言の方向性がいいのかということについては、高知市と一緒に考えながら、一緒に取り組んでいるところです。なお、このアドバイザーの配置によって、効果は相当大きなものがあると考えております。実際に集中的に訪問に入っている学校では、新規の不登校が、前年度より減少したというところも多くございまして、その意味で、相当成果として上がっていると考えております。

◎米田委員 ふだんはどこにおいでなのかということと、管理職も含めて援助するわけですから、それなりの経験、あるいは資格を持った人だと思うんですが、それは高知県の中からそういう人材を推薦して、配置をしたということですか。

◎西内人権教育課長 実際のアドバイザーは元校長先生とか、そういう方が大半でして、その人選に当たりましては、高知市のほうで御検討いただいて、それでうちもそれをいいだろうということで選定をしておるところです。それと、いつもいる拠点といたしましては、高知市の人権こども支援課に拠点を置いて活動しております。ただ、そこにいるという時間も当然少なく、そこを拠点といたしまして、ほぼ学校に入っているという状況です。

◎米田委員 成果も上げているということですから、こういう具体例がありますというものがあれば紹介していただきたいのと、元校長先生ということで職員からしたら、なかなか物も言いにくい人がアドバイスに来るわけで、そのあたり上手にさせていただかないといかんし、実際に助言だけではなかなか解決しない問題ですよ。だから本当に家庭や子供たちの中に入って、担任先生がなかなか手が足せないところへ足してもらおうという仕事をしていかないと、やり方だけ教えたりとか、そういうのでは限界があると思うんです。そういう対応をしてくれていると思うんですけれども、そこら辺はそういう活動をしながらやっているのかということと、それと、この670万円くらいの予算ですので100万円ぐらいの報償費でやられているのか、その点はどうですか。

◎西内人権教育課長 まず、その6名の方が、実際に学校に入っていくに当たっては、相当学校の先生方の取り組みということに配慮しながら入っていただいております。それから、なかなか先生方で手が届かないところがあった場合には、このアドバイザーの方が実際に子供にかかわってくださったりという場面もございます。それから、当然、保護者の相談に乗ることもございますし、いろんな形で学校を支援していただいております。そ

れと、当然ケースの重たいものにつきましては、例えばスクールソーシャルワーカーにつなぐとか、そういったことも助言をしていただきながら、効果的な支援ができるように取り組んでいるところです。

それから、人件費につきましては、先ほど出ましたけれども、あくまでも補助はうちとしても、人件費のみでして、約1人当たり年間で2分の1の補助ですので、1人の人件費200万円ちょっとぐらいだと思います。

◎米田委員 わかりました。やっぱり現場でやられている、子供とのかかわりで一番大きな担任の先生とかそういう先生に求められている支援をその先生が時間かけてやれるように、ぜひお願いしたいと思います。

それともう一つは、この事務費が4億円を超えるということですが、もうちょっと内訳を言うてもらわんと、これだけ大きな事務費をという思いがあるんですが、その一つは、教育支援センターの設置だと思えるんですけども、教育支援センター、全市町村に設置しようということでしょうか、現状はどんなですか。

◎西内人権教育課長 この豊かな心を育む教育推進費の中の事務費は、多くは私どもが各学校のほうに配置をしておりますスクールカウンセラーの報酬です。それから、先ほど説明をいたしました当課のほうに1名配置をいたします学習指導の研究員でして、これはまず、県内の約3分の2には教育支援センターがあるんですけども、各教育支援センターが今最も苦戦しているのは、相談ではなくて、やはり学習指導の面が弱いというところで、やはり学力保障が一定できないと、学校復帰ということもなかなか難しい状況もございますので、まず、この学習指導の充実を図っていききたい。そのためには、やはり、先ほど少し説明いたしましたけれども、実際に、なかなかお子さんの状況に応じて、しっかりした学習をやっていくということは相当難しい部分がございます。それを実践リードしていただく方をまず1名雇用して、そういう計画を立てながら、適切な支援ができるモデルをつくっていききたい。そのモデルを県内に普及していききたいということで、1名を雇用しているところです。

あとは先ほど申しましたスクールロイヤーでして、この事務費の中で一番大きいのは、各学校のほうに配置をしておりますスクールカウンセラーです。

◎今城委員長 時間もありますので、できるだけ簡潔に答弁をお願いします。

◎西内人権教育課長 スクールカウンセラーの報酬につきましては、2億1,300万円になっております。

◎米田委員 それで、教育委員会の教育振興大綱か県教委の出している資料からいうと、市町村の教育支援センターは、いわゆる不登校の問題も非常に重きを置いて、学校と心の教育センターと教育支援センター三位一体でやろうという方針が出ているんですよ。余りその学習指導と特化しているわけじゃなくて、どちらかという、子供の不登校対策を中

心にやるみたいな、あちこちに文書があって、だから僕はそういう受けとめ方をしていたんですけれども。実際に市町村の教育支援センターは、人員とか財政とかいうのは、丸々その市町村がある意味、公的な機関にと位置づけてやってるわけでしょう。そののところが教えてください。

◎西内人権教育課長 当然、各教育支援センターは市町村が設置をするものですので、それは公的なものとしてやっております。その中で各市町村の教育支援センターを構成している方々というのは、もともとの教育の専門家の方が非常に少なく、行政の方が多いという状況もございます。それがために、やはり相談という相談スキルですとか、あるいは先ほど申しました学習指導とかそういうところが若干弱いところがございます。ただ、その構成につきまして、県がどうのこうのということではございませんので、いずれにいたしましても県としては、先ほどお話がございましたとおり、三位一体で進めてまいりたいということで、学習指導だけではなくて、やはり相談スキルを上げるために、心の教育センターが実際に各教育支援センターを訪問させていただいて、実際に助言をしたり、あるいは、心の教育センターが各教育支援センターの職員を集めて研修を行ったりということをやりにながら、相談スキルあるいは学習指導とそういったことを両面で向上させていきたいということで取り組んでおります。

◎米田委員 例えばこの前、マスコミの報道でも出ましたけれども、土佐町のいわゆる教育支援センターと位置づけされてるところで大変な混乱が起こって、一時停止したわけよね。例えば土佐町からも、ことしになって小学校が子供が来ないということで、いわゆる教育支援センターへ通ってるわけですがけれども、不登校の子供は7人のうち1人だけで6人はそうじゃないと。本山町からも行かれゆうわけよね。

ほんで、大変な学校現場や町教委とか十分な話し合いがなくて、突如、教育支援センターに委託されたところと、ネットの関係で親御さんがという、そういう状況になって、皆さんがもう子供さんが来られてびっくりもされて、そういうことで、今一時停止しちゃうわけですが、私は県教委も、つくることも大事かと思うけれども、今聞いたら相談活動だ学習支援だとか、いろいろ揺れているような感じもするわけで、ほんとに、これ見たら文科省が打ち出しているがよね。どういう役割を果たすのか、どういうメンバーで構成していくのかということ、市町村独自だと思うんですけれども、それはやっぱり県のほうが、心の教育センターとかと一緒にやってやろうと言うてるわけですから、きちんと市へ援助しないと、土佐町みたいな事態が起こって、結局地域やお父さんお母さん子供たちが、大変な負担、困難をかけられることになるわけですね。

そこら辺、例えば土佐町、今回の場合、具体的なケースになりますが、全然県の教育委員会には相談もなかったんですか。それで今の事態を踏まえてどうしようかという、土佐町からの相談とか報告とかはないですか。

◎西内人権教育課長 実際には、私どものほうに報告・相談があったわけではございませんで、今回のケースで言いますと、学校と教育支援センターをつくらうとしておいたNPOとの間の意思疎通が十分になかったのではないかということが推測されますけれども、これ以上のことは、私どもとしてはコメントのしようがないところです。

◎今城委員長 米田委員、そろそろまとめてください。

◎米田委員 それで県の教育委員会としても、それが地域の相談やいろんな困難な子供の課題解決の一つの機関として位置づけてるわけですから、やっぱりそれは市町村が独自につくってもらったらいいですよということではなくて、県教委も教育行政の中で方針として持ってるわけですので、ぜひそれは親身になって、早いうちに手を打ったりとかしないと、結局、地域の方や保護者の方が、大変な事態になったりする、ある一つのケースとして、私は、県としても今後、注視もせないかんし、きちっと学びながら、まだできてない市町村の教育支援センター、あるいは今稼働しているところもどうやっていくかということも、再度やっぱり軌道修正というか、充実させていく必要があるんじゃないかと思うんですが、教育長この問題を踏まえてどうですか。

◎伊藤教育長 教育支援センターの設備も含めてやる内容につきましては文科省、国の方から一定示されておりますので、今回、土佐町の件については全く御相談とかもなく、私ども1月20日に外部からこういったことがあるけど大丈夫なのかという話を聞きまして、非常に説明不足であったり、決められていないところがたくさんございましたので、非常にそれは保護者に対して、十分じゃないんじゃないかと、お話もすぐにさせていただいたところです。

そういった形で町長も十分詰められていなかったという話を議会でされているように聞いておりますけども、ほかの場所では、あんまりこういったようなことは、本来ないと思っておりますので、しっかりと本来の果たすべき役割を取り組んでいただく必要が、それほどこの市町村に対してもあると思いますので、そういったことについては連携をしっかりしながら取り組んでいきたいと思っております。

◎米田委員 ぜひよろしくをお願いします。

◎今城委員長 質疑を終わります。

以上で人権教育課を終わります。

以上で教育委員会の議案を終わります。

〈報告事項〉

◎今城委員長 続いて、教育委員会から4件の報告を行いたい旨の申し出があっておりますが、このうち新型コロナウイルスにかかわる学校等の対応については、さきに説明がありましたので、ここでは残り3件の報告を受けることにいたします。

〈教育政策課〉

◎今城委員長 それでは、第2期教育等の振興に関する施策の大綱（案）及び第3期高知県教育振興基本計画（案）について、教育政策課の説明を求めます。

◎酒井教育政策課長 第2期教育大綱と第3期高知県教育振興基本計画の案について御報告をします。お手元にお配りをしております教育委員会の青いインデックス、総務委員会資料報告事項の教育政策課の赤のインデックスの1ページをお願いします。

来年度からの第2期教育大綱につきましては、本年度、合計5回の総合教育会議において知事と教育委員会が協議をしております。また、教育委員会の所管する施策の具体的な事業計画等を定める教育振興基本計画につきましても、新たな教育大綱の検討状況を踏まえつつ、第3期の計画の策定に向けた検討を進めてきたところです。

1ページには第2期大綱、第3期教育振興基本計画の策定とその基本理念についてお示しをしております。大綱、基本計画の期間は令和2年度から令和5年度の4年間としております。そして「学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって羽ばたく子どもたち」「郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人材」の育成という基本理念につきましては、これは時代や社会が変わる中であっても引き続き重要であるものとして、第1期の大綱のものを継承するということとしております。こうした基本理念のもと、6つの基本方針と2つの横断的取り組みに沿って施策を推進していきたいと考えております。

2ページには基本理念の実現に向けた施策の体系図を示しております。左から、基本理念、その実現に向けた知・徳・体の子供の成長、そして、それに向けての6つの基本方針、さらにその基本方針の実現に向けた16の施策群ということで示しております。

6つの基本方針ですが、1のチーム学校の推進から始まる、現行の大綱の取り組みを継承し、さらなる充実を図るものに加えまして、Society5.0に向けて、新たにデジタル社会に向けた教育の推進につきましては、現行の大綱から新たに加えたものとして推進していくこととしております。

また、喫緊の教育課題の解決に向けた、6つの基本方針に係る横断的な取り組みということとしまして、本県として引き続き重要な教育課題である、不登校への総合的な対応、そして大綱に基づく施策の実現に大きくかかわる、学校における働き方改革の推進を位置づけているところです。

3ページ、4ページをごらんいただければと思います。

詳細は省略しますが、ここには、高知県の教育の現状としまして、全国学力・学習調査の結果など、本県の子供たちに関する主なデータを知・徳・体の分野に分けて示しているところです。

5ページに基本理念の実現に向けた取り組みの基本目標としまして、知・徳・体の各分野で目標を設定しております。また取り組みの進捗や成果・課題を把握するため、各目標

に測定指標を設定し、P D C Aサイクルによる進捗管理を徹底してまいりたいと考えているところです。

6 ページからは、各基本方針横断的取り組みの概要を整理しております。

まず基本方針Ⅰチーム学校の推進です。チーム学校の基盤となる組織力の強化としまして、図にありますように、学校の組織マネジメント力を強化する仕組みの構築やメンター制、教科の縦持ちなど、教員同士が学び合い、高め合う仕組みの構築、外部専門人材の活用の拡充等の取り組みを推進してまいります。

7 ページのチーム学校の推進による教育の質の向上では、小中学校の授業づくり講座の拡充など、学力向上に向けた取り組みの充実、道徳教育や人権教育の推進など、豊かな心をはぐくむ教育の充実、体育授業の改善や健康教育の充実など、健康体力の向上と部活動の充実に向けた取り組みを推進するとともに、不登校や問題行動の早期発見・早期対応に向けて、各学校における校内支援会の充実強化等の取り組みを推進してまいります。

8 ページ、基本方針Ⅱ厳しい環境にある子供への支援や子供の多様性に応じた教育の充実です。まず、多様な課題を抱える子供への支援の充実としまして、保育所、幼稚園等を中心とした交流の場づくりや放課後等における学習の場の充実、心の教育センター等の相談支援体制の充実強化など、就学前から高等学校まで切れ目のない支援を充実させてまいります。

また、右側にございますが発達障害を含め、全ての障害のある子供たちの自立と社会参加に向けて、多様な教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実にも取り組んでまいります。具体的には、全保育者を対象とした研修の実施等による教職員の専門性、指導力の向上や通級による指導支援の充実など、障害の状態や教育的ニーズに応じた指導支援の充実に向けた取り組みを推進してまいります。

9 ページ、基本方針Ⅲデジタル社会に向けた教育の推進です。まず、先端技術の活用による学びの個別最適化としまして、遠隔システムによる授業等の配信や、複数の高等学校を拠点としたEdtechの活用による指導方法の研究を進めるとともに、学習用タブレット端末等の整備など、学校のICT環境の整備を推進してまいります。

また、右側の創造性をはぐくむ教育の充実としまして、小学校の情報担当教員を対象とした悉皆研修など、プログラミングの教育の推進に向けた取り組みや、高大連携によるデジタル分野の知識、技術等を学べる高度な学習プログラムの研究など、AI人材育成のための教育の推進に向けた取り組みを進めてまいります。

10ページ、基本方針Ⅳ地域との連携・協働です。中山間地域における多様な教育機会の確保に向けて、高等学校の魅力化に向けた取り組みを推進するとともに、市町村教育委員会との連携・協働など、地域の特色を生かした教育の振興に向けて取り組んでまいります。

また、地域学校協働本部の活動など、地域全体で子供を見守り育てる取り組みをさらに

一歩進めまして、民生委員・児童委員の参画を得た高知県版地域学校協働本部をさらに推進するとともに、家庭教育への支援の充実にも取り組んでまいります。

11ページ、基本方針Ⅴ就学前教育の充実です。乳幼児期に質の高い教育・保育を受けることは極めて重要であることから、全ての保育所、幼稚園等において、保育所保育指針、幼稚園教育要領等に沿った指導方法の徹底や、保幼小の円滑な連携・接続に向けた取り組みを推進するとともに、保育者、保護者への研修の実施など、親育ち支援の取り組みをさらに充実させてまいります。

12ページから13ページにつきましては、基本方針Ⅵ生涯学び続ける環境づくりと安全安心な教育基盤の確保です。

まず、生涯学習・社会教育の推進、多様なニーズに対応した教育機会の提供など、誰もが生涯にわたって学び続けられる環境の整備や自然災害や事故・犯罪等から子供たちを守り抜くため、安全教育の充実や安全安心で快適な教育環境の整備を推進してまいります。

なお、この基本方針Ⅵにつきましては、13ページのほうに記載していますが、知事部局が所管しております、私立学校の振興や、大学の魅力向上、スポーツの振興等につきましても記載をしているところです。

14ページ、横断的取り組み1の不登校への総合的な対応です。不登校への対応としましては、不登校の未然防止と初期対応、社会的自立に向けた支援の充実の2つの柱で取り組みを進めてまいります。

まず、不登校の未然防止と初期対応につきましては、不登校を生じさせない魅力ある学校づくりや、新たに位置づける不登校担当者を中心とした校内支援会での早期の情報共有や、初期段階での支援体制の確立など、学校での組織的な対応を強化してまいります。

また社会的自立に向けた支援につきましては、不登校児童生徒に抜かりのない適切な支援を行えるよう、学校、市町村の教育支援センター、そして心の教育センターの連携を強化し、福祉や医療機関などの関係機関も含めた重層的な支援体制を構築してまいります。

15ページ、横断的取り組み2、学校における働き方改革の推進です。教員が子供と向き合う時間を確保し、限られた時間の中で最大の教育効果を発揮することができるよう、市町村教育委員会や学校等と連携し、学校組織マネジメント力の向上と教職員の意識改革、業務の効率化削減、専門スタッフ・外部人材の活用の三つの柱で取り組んでまいります。

別冊で配付しておりますものが、第2期教育等の振興に関する施策の大綱の本体の案となっております。教育振興基本計画につきましては、この内容に対策ごとの指標を記載をしますとともに、第6章として、教育委員会の所管する施策の具体的な事業実施計画を加えた内容、これをもって教育振興基本計画として決定をしたいと考えているところです。

最後にこの第2期教育大綱、この案につきましては、2月10日から3月10日までパブリックコメントを行わせていただきました。また、教育振興基本計画については現在、パブ

コメ中でして、締め切りは3月14日となっております。大綱への意見公募につきましては、特別支援教育の充実などに関する意見を中心に計34件の意見をいただいたところです。

今後のスケジュールですが、県民の皆様からいただきました意見を精査の上、必要な修正等を行った後、年度内に新たな教育大綱、そして教育振興基本計画を策定したいと考えております。策定後は、市町村教育委員会や学校など関係機関へ早急に周知を図るとともに、新年度からは、この教育大綱及び基本計画に基づき施策を推進してまいりたいと考えております。

私からの説明は以上です。

◎**今城委員長** それでは、質疑を行います。

◎**山崎委員** 厳しい環境にある子供たちへの支援や子供の多様性に応じた教育の充実ということで、8ページで説明していただいたように、幼保支援課のときにも言ったんですけども、保育所・幼稚園等の全保育者対象の研修というのは、すばらしい画期的な取り組みだと思うんですが、もう1点、私もふだんから気になってるんですけども、相談に来る人の中で、高知県の高等学校における教員の、いわゆる発達障害の子供たちへの支援というところで非常に気になることがあります。各種相談を受ける中で、先生方の発達障害への理解不足から不登校になってしまったり、進路変更、中退になってしまっているケースが、実感としては多い気がいたします。

高校の場合は、やはり停学処分とか退学処分とか、もちろん社会人になっていくところなので、そういった処分必要なんですけれども、やはりそういった理解があった上で、十分な支援、指導もした上でそういったところといかないと、いろんな相談を受けていく中で、少し理解が不十分じゃないかなというところがあります。

幼稚園・保育園の先生は発達障害の知識がなくても、今までのノウハウの中で、わざと子供がやっていないのはわかっているんで、非常に柔軟に対応しているんですが、中学校・高校になってくると、わざとやっているんじゃないかっていう、発達障害という部分ではなくてというところも含めての理解が必要なので、やはりそういった高等学校の教員に対する、もちろん中学校もなんですけれども、発達障害のこれからのさらなる理解と生徒指導との絡みとか、そういったところを不登校問題、中途退学問題も含めた視点は持っておいていただきたいなと思いますが、そういうところの認識はどうなんでしょうか。

◎**高岸次長** 高等学校について、特別支援教育も委員おっしゃるように、順次進めてきているところですが、まだまだ不十分であるということで、一つはそこにあります高等学校における通級の指導を各校で始めております。これを一つのきっかけとしながら、全ての高校にも浸透させていかななくてはならないと考えております。

生徒指導の絡みにつきましても、委員がおっしゃいましたように、わざとやっていないのについていうところが、まだまだ浸透し切れてないと思いますので、そこは人権教育課、

高等学校課が連携をとりまして、生徒指導、生徒支援についても両輪でやっていかななくてはならないと思っております。

◎山崎委員 もう1点だけ、中途退学と進路変更なんか学び直しというところで含めたときに、やっぱり高知北高校の存在が非常に大きいと思います。昼間部、夜間部、通信制そろえています。ただ、そこも県全体の教育界を見たときには、私学なんですけれども、太平洋学園なんか非常に支援が進んでおります。それに比べたときに、やっぱり公立の北高校が、公立でいえばそういったところの中核となって、連携をとっていくと思うんですけれども、正直、太平洋学園に比べると、まだまだな部分があるのではないかなと思うんです。そういった北高校の支援の強化についても、答弁をお願いしたいですが。

◎高岸次長 北高校につきましても、来年度から通級の指導体制を一定とれるような形で人員配置等についても、現在最終検討しているところです。北高校につきましては昼間部、夜間部、そして通信制といった本当に多様な子供たちが集まってきている状況で、管理職を含めて、全ての教員についてそういった研修もしながら進めていかななくてはならないと思っております。

また、あわせて太平洋学園との連携といいますか、太平洋学園のいろんな取り組みにつきまして、私も現場の江の口におるときに見させていただいて、素晴らしい取り組みをしておりますので、そういったことが県立学校でもどういう形で取り入れることができるのかは、北高校を中心にしながら、各学校にも広げるべきところは広げていかななくてはならないと思っております。

◎山崎委員 北高校なんか学習障害の子供なんかもおって、やっぱりルビを振ってもらいたいということで、今振ってくださっているようなんですけれども、やっぱりスピード感が遅かったりとかいうことで、子供さんの不利益にならないように、手厚い支援をお願いしたいと要請します。

◎三石委員 2期の大綱案を見させていただきました。これがまたもとになって、第3期の教育振興基本計画が実際に動いていくわけやけれども、もう非の打ちどころがないというか、練って練って練ってでき上がってきた案と私は思うんです。一つは、今までと違うところで、目玉というか、1期と違うところ。ここに力入れたというところを言っていたらと思います。

◎酒井教育政策課長 この第2期の教育大綱につきましては、まず、これまでの成果が上がってきたところについては、しっかりと充実させていきたいこと。これは引き続き現場へのメッセージとしましても、しっかりと充実させたいということは考えております。

そしてさらに、新たな柱として先ほど申し上げましたように、Society5.0という新しい社会に向けた対応、これは具体的に申し上げれば、1人1台タブレットの導入など、学校現場はどんどん変わっていくことになりますので、こうした対応をしっかりとこの第2期の

教育大綱、教育振興基本計画の中で図っていききたい。

さらには、第1期の期間中の課題としても、やはり依然として残っております不登校への対応。そうしたものについて、やはり本県のこの不登校の状況を、何とか全国水準に近づけていきたい。そして、学校だけが選択肢でないような子供たちについても、さまざまな支援の手が届くような、そういったことをしていきたいということ。

そして、この大綱に横断的にかかわるものとして、事業を実施していく中では、学校現場が何よりも大事になってまいりますのでその働き方改革、そういったものを推進していきたい。

デジタル社会への対応と不登校、そして働き方改革の推進、そういったものについて特に力を入れるとともに、これまでの取り組みをしっかりと充実させていきたいと考えているところです。

◎三石委員 よくわかりました。これを実際実践していくことはなかなか至難のわざです。大変なことですがけれども、ぜひ、この大綱に沿って、頑張ってくださいと思います。

◎今城委員長 質疑を終わります。

以上で教育政策課を終わります。

〈高等学校課〉

◎今城委員長 次に、公立中学校夜間学級の開設に向けた検討状況について、高等学校課の説明を求めます。

◎竹崎高等学校課長 公立中学校夜間学級、いわゆる夜間中学について、その設置に向けた検討状況等を御説明します。総務委員会資料報告事項の高等学校課の1ページをごらんください。

夜間中学は、さまざまな理由により義務教育を修了できなかった方などの学びの場として、現在全国で設置が進められております。

1の設置の検討に至った経緯としては、平成28年に義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保に関する法律が成立し、これを受けて、全ての都道府県及び市町村に対して、就学の機会の提供について必要な措置を講ずるよう義務づけられました。

こうしたことから、本県では(2)にございますように、平成29年度に公立中学校夜間学級設置検討委員会を開催し、夜間中学の設置が本県でも必要であるとの報告をいただきました。検討会に合わせて、ニーズ把握のための意識調査も実施をいたしました。その後、県民世論調査や、昨年11月からは、夜間中学体験学校を18市町村で開催をいたしました。こうした調査におきまして、夜間中学に通ってみたいという回答がいずれも50名程度得られており、本県におきまして、一定のニーズがあることが確認できました。

また、市町村教育委員会への意向調査を2回実施いたしました。全ての市町村で設置の意向はないという回答でした。2にございますように、教育委員会としては、ニーズは

県内でも一定あることから、できる限り早期に設置し、就学機会を提供していく必要があると判断をいたしまして、平成30年9月の総合教育会議におきまして、令和3年4月の夜間中学開校を目指して取り組むこととお示ししました。

また、本来は市町村で設置すべきと考えておりますが、設置市町村での設置意向は現時点ではないことから、まずは県が設置するということですが、これにつきましては、昨年12月から開催いたしました、大学や中高校の関係の方々などを委員とする公立中学校夜間学級設置準備委員会におきましても、まずは、県立でという御意見をいただきました。

また、設置地域は交通の利便性などを考え、高知市またはその周辺。入学対象者は、中学校の卒業年齢を超えている学齢経過者とするといった御意見もいただきました。

こうしたことを踏まえまして、設置場所について高等学校の建物なども含め検討いたしましたところ、3にございますように、現在の高知江の口特別支援学校の校舎を活用したいと考えており、本会議でも説明をさせていただいたところです。理由といたしましては高知江の口特別支援学校は、令和3年3月末で大原町に移転すること、高知駅に近く、通学の利便性がよいこと、既存の県立学校であることから、教室や設備も整っており、改修費用もほとんどかからないこと、耐震工事もできており長期浸水想定区域ではありますが、2階、3階を使用することや避難訓練をしっかりと実施することで安全性は確保できると考えられることなどから、当校舎を活用することといたしました。

なお、校舎は令和3年3月末まで、高知江の口特別支援学校の生徒が使用いたしますので、開校時期が4月末から5月上旬になる可能性もございます。

今後につきましては、来年度高等学校課に2名の指導主事を配置して準備を進め、入学者数の増減など、入学者の状況に柔軟に対応できるような設置形態等について、検討してまいります。どのような教育課程にするかといったことなども含め、今後検討いたしまして、6月議会で説明をさせていただく予定です。また設置形態等によりましては、6月議会での条例改正などをお願いする場合もございます。本年9月ごろには入学説明会、10月ごろから生徒募集を始める予定です。各市町村には募集要項の配布や願書受付等の業務を行っていただく担当窓口の設置を依頼していきたいと思っております。さらには義務教育ということで、本来市町村で設置すべきところでもありますので、入学希望者のいる市町村への夜間中学の設置移管を促すために、入学希望者の多い市町村と県との協議の場を設けてまいりたいと思っております。

次ページに江の口特別支援学校の所在場所の地図、教室数などを掲載しております。

説明は以上です。

◎今城委員長 それでは、質疑を行います。

◎三石委員 1の夜間中学校について、設置の検討に至った経過から、今後について詳しく説明がありました。よく理解できましたが、現在、江の口特別支援学校に何名ぐらいの

児童生徒がおられるのか。それと、病気の程度というか、そのあたり詳しいことを教えていただけたら。

◎平石特別支援教育課長 現在、江の口特別支援学校には児童生徒が31名在籍しております。在籍している子供の実態につきましては、慢性疾患の子供から、それから心身症と言われる、いわゆるメンタル面に課題のある子供とか、それから最近では、化学物質過敏症といった子供というところで、多様な実態の生徒、病弱の子供が在籍しております。

◎三石委員 その児童生徒数は31名ですね。来年の3月末までおって、それから後に大原町に移るわけですね。そこで、ここですぐ横の日赤の敷地ですが、新聞等で知る限りでは穴吹興産が買って、何か計画を立てているということなんですけれども、ちょっと心配するところがあるんですよね。

一つは、本当にさまざまな症状を持たれた児童生徒が31名おられる。そこで、まずは解体をしなくてはいけないですね。過敏症いうたら、匂いがちょっと付いただけでもとてもじゃないけれども、すごい症状で生活がなかなかしづらいような症状とか、いろいろな症状の子がおるんだけれども、例えば解体をするときに振動とか、それとか匂いだとか何だとかが出る可能性もあるし、そこらあたりの心配です。それは法的に基づいて解体もするだろうけれども、そういう子供が実際おるわけですね。

それとか、夜間中学校建てたが、そこへマンションを建てる。法的に違法がないように、それは業者ですからやるでしょうけれども、その環境、全然日が当たらんようなことはないと思うけれども、そこらあたりとか。それと今までは、進入するところの道、日赤のときはそこを使わせてもらっていましたが、裏から入る、行ったこともあります、非常に道が狭くて入りづらい。そのあたりも心配するんですけれども、業者がやるのは勝手やろうけれども、許可なり何なりがおりれば、そこらあたりはどう考えているのか。

◎平石特別支援教育課長 そのあたりのことにつきましても、2月14日に旧病院建物の解体工事などについての概要の説明なども受けているところです。そのような説明も受けまして、穴吹興産のほうに対しましても、要望をきちっとお伝えしてということで、幾つかの要望点もあったんですけれども、大きくは、通学・通勤時の安全安心の確保という点と、それから工事に伴う騒音・振動・粉じん等学習環境への配慮。そして、教職員及び保護者向けの説明会の開催、それから日当たりを始めとした健全な教育、学習環境の確保への配慮といったようなところにつきまして、申し入れも行っているところです。

◎三石委員 申し入れはわかったですけれども、それに対する回答ですね。法的に違反がなかったら、別にいつ解体やろうがどんな音が出ようが、それはえいじゃないか、どんな建物を建ててもえいじゃないかというわけにはいかんわけですね。

ましてや、いろいろな症状を持ってる子供が来年の3月末まではおるわけやからね。そのあたりの回答は何かありましたか。

◎平石特別支援教育課長 申し入れのほうはもう既に行っているんですけども、まだ回答のほうは、具体的には返ってきてはいない状況です。

◎三石委員 そこらあたり、繰り返しになりますけれども、それは法を破るようなことにはならないと思うわけです。そのあたりは解体にしても、建物を建てるにしても、業者は考えてやるでしょう。しかし、法さえ守ればいいというもんじゃないのは、さっき言うたように、実際、子供がおるわけですから、そんなことも含めて、これは業者はもちろんのこと、主に市が許可するんじゃないかなと思うんだけど、市の教育委員会かどこになるんか、市のほうにはそういう思いは、県のほうからは伝えているんですか。

◎平石特別支援教育課長 旧病院の解体工事というようなところに関連して、令和2年2月19日にも都市計画課とか高知市の環境保全課、あるいは高知市建築指導課というところへも、聞き取りにも行かしていただいております。

結果につきましては、要望などがあれば、事前に当事者同士での話し合いっていうことが必要であるというようなことなども、御指導もいただいているところです。

◎三石委員 それと今まで使わせてもらっていたその道、業者に言うても、それはもう不可能でしょう。そのあたりはどうなっていますか。

◎伊藤教育長 先ほど、特別支援課長のほうから要望というお話が出ましたけれども、2月27日付けで教育長名の文書でそういう要請を提出しております。それにつきまして、その中では、引き続きこのあと夜間中学校も想定しておりますので、江の口が移転した後も学校として、県教委が使っていきたい意向がある。そういったことで、まず工事中の安全を確保した上で、工事終わった後も引き続きその道を使わせてもらいたい。使えない場合については、使わせてもらうために地役権の再設定の協議をお願いしたいということをお文書において、相手方に要請をしておりますので、それに基づいて、今この文書による回答はまだきておりませんが、新しいマンションを建てた後の日当たり等についても、その後、学校として利用するので健全な教育、学習環境の確保に支障がないように配慮をお願いするというのと、情報提供、それから必要に応じて県教委との協議をお願いするというような形の中で、要望書を出しておりますので、それに対する回答を今待って、それに基づいて対応していこうということでやっております。

◎三石委員 そこらあたり、使わせていただけるのか、恐らく無理じゃなかならうかと思うんですけども、やってみなわからんですが、もしそこがだめになったら、裏から入っていかないかんわけやけれども、そこらあたりの交通、徒歩で大丈夫なのか。それとか建物が建ったものの、一切日が当たらんってしもうたとか、そんなことも法的には通らんとは思うんですけども、そのあたり、うんと心配するところがあるわけです。解体にしてもそう。それはもうほんとに心配なことがあるわけで、そこらあたりはきっちり話をしてもらわないといかんと思いますが、教育長どうですか。

◎伊藤教育長 今、三石委員が言われたようなところについては、私どもも懸念しておりますし、今後の対応についても考えていかなきゃならないということで、そういう形で文書で要望書を出させていただきましたので、しっかりこれから協議をさせていただきたいと考えております。

◎三石委員 ほんとに夜間中学校として、まずは江の口特別支援学校を使うということを決めて、その作業を進めるのであれば、将来的にもそこが本当に夜間中学校として機能できるように、そういう雰囲気のある学校であるように、そういうことを最大限、業者なんかにお願いしていかないかんことだと思いますので、そこらあたり詰めた話の上で、ぜひやっていただきたいと思います。

◎田所委員 夜間中学は検討から、準備委員会の中でいろいろ課題があったと思うんです。例えば、通える年数をどうするかとか、そういうところがあったと思うんですけれども、その辺の検討はどんな感じになってますかね。

◎竹崎高等学校課長 準備委員会のほうは、昨年の12月とことしの2月に2回開催いたしました、大学の教授でありますとか中高の校長先生方、あるいは、識字学級に通う生徒の方とか、そういった関係の方々に委員となっていて、意見をいただいたところです。設置主体でありますとか、設置場所等につきましては、先ほど申し上げたような意見がほとんどですが、一つ、入学者の入学条件といいますか、おおむねは中学校卒業した後の年齢の方を対象という意見でまとまったところですが、現役の中学生で不登校の生徒を受け入れることはできないのかといった意見もいただいております、それにつきまして、現役の生徒については、やはり正規の教育課程で実施していく必要もあるといったところで、そういった御説明もさせていただいたところで、また夜間に通学するということで、安全性の面なども委員の方から、意見として出されたところです。

それから修業年限につきましても、通常は中学校であれば3年で卒業ということですが、やはり多様な学力でありますとか背景のある生徒が入学されるということで、修業年限などにつきましても、柔軟な対応をしてもらいたいといった意見をいただいたということで、そういったところが、今後、細かな部分では検討していく課題になってくるのかなと思っております。

◎田所委員 わかりました。今後検討されるということですね。

それと、県外の既に開校しているところを見たら、やはり外国人の方が8割を超えているところなんかもあると思うんですが、高知県も受け入れを拡大していくということで、やっぱり日本語を学びたいというニーズも多いと、すごく課題がリンクするのかなと思っています。その状況を教えてもらいたいのと、あと確か、日本語だけ学びに行くというのができないんですね。夜間中学の場合で、そのあたりのことを教えていただけますか。

◎竹崎高等学校課長 確かにお話のように県外の夜間中学につきましては、大体8割が外

国の方ということでして、その方々は、やはり日本語がまだ十分ではないという方もおられますので、日本語の授業を組み込む形で、しかしながら中学校ですので、中学校の学びを進めていくために必要な日本語の授業という形でやっております。ですから、いわゆる語学学校というような形で日本語だけ学ぶという形で入学されている方はいないということです。

高知県につきましても、やはり平成29年の国の調査では、4,300人ぐらいの外国の方がおられるというデータもございますので、恐らく、外国の方の入学も一定の数はあるのではないかと考えておりますが、ただ、まだなかなかPRといいますか、周知ができてないところもございますので、体験学校などを開催したときには、外国の方4名しかこられてなかったということです。さらに周知をしていく必要があるのかなと考えております。

◎**田所委員** そこはすごく大事なところだと思いますので、潜在的なニーズというところもかかってくると思うんですけれども、広報も頑張ってもらいたいと思います。

もう1点、指導者の確保も大変と思うんです。市に学校ができるということですので、市とも連携しながらやっていかれるのかなというのは想像するんですけれども、そのあたりちょっと教えていただきたいと思います。

◎**竹崎高等学校課長** 教員につきましては、やはり中学校の教員資格を持った方が、しっかり指導していくということで、人数等につきましては、やはり入学する生徒の数なんかによっても変わってくるということです。ただ、正規の教員に加えて講師とか、あるいは県外ではボランティアのような形で、指導に入ってくる方もおられるということです。そういった方々にもうまくお力を借りながら、やっていく必要があると思っております。

◎**田所委員** 開校の予定まで時間もなかなかないですけれども、急ピッチで進めてしっかりと開校できるように取り組んでいただきたいと思います。

◎**米田委員** 始業時間は何時から始まりますか。仕事されている方もおいでと思うので、それで1日のコマ数としては4時間授業ですか。

◎**竹崎高等学校課長** 時間帯といたしましては大体5時半ごろから、9時ごろまでが一般的なもので、コマ数としては、定時制の高校と同じような4時間です。

◎**米田委員** それと、今定時制高校で給食の提供していますよね。それはもちろんそういう準備をするということですか。

◎**竹崎高等学校課長** 県外の学校を見ますと給食ではない形で、例えばお弁当を持ってきてもらうでありますとか、お弁当を取り寄せるとか、そういった対応をされているところもありますので、夜間中学に関しましては、必ずしも給食というものが設定されているものではないということです。

◎**米田委員** 現在の定時制高校も含めて、何らかの対応はしようかという検討は今されて

いるわけですね。

◎竹崎高等学校課長 その部分も含めまして、検討していくということです。

◎平石特別支援教育課長 済みません、先の説明で1点数字が間違っておりましたので訂正をお願いします。

高知江の口特別支援学校の児童生徒数ですが、12月8日現在で31名と申しましたが、32名ということで訂正をお願いいたします。

◎今城委員長 質疑を終わります。

以上で高等学校課を終わります。

〈特別支援教育課〉

◎今城委員長 次に、非常勤寄宿舍指導員の不祥事について、特別支援教育課の説明を求めます。

◎平石特別支援教育課長 県立学校の不祥事事案につきまして説明します。総務委員会資料報告事項の赤ラベル、特別支援教育課の1ページをお開きください。

飲酒運転事案です。当事者は県立中村特別支援学校に勤務していた非常勤寄宿舍指導員、男性40歳です。令和元年11月19日火曜日午前2時ごろ、非常勤寄宿舍指導員は飲酒をした状態で代行運転で帰宅しましたが、その後、自宅前で車庫入れに際して自家用車を運転し、誤って近くの壁に正面衝突いたしました。

同非常勤寄宿舍指導員は、飲酒の影響により記憶を喪失している時間があるため、今現在も警察のほうに事実確認中でしたが、自身が「飲酒後ハンドルを握り、車を運転したことに間違いありません」と述べて、飲酒運転を認めており、令和元年11月22日付けで、みずからの意思で退職願を提出いたしました。

県教育委員会は、本事案について同非常勤寄宿舍指導員に記憶がない部分があり、警察から容疑を固めるに時間をかなり要する見込みであることを確認したことから、処分公表には慎重な対応が必要であると判断いたしました。しかし、本人が飲酒運転をしたと認めていることから、その職に長くとどまらせることは適当ではないと考え、検察に送致された際には、公表することを事前に取り決めた上で、退職願を受理し、令和元年11月26日付けで委嘱を解く対応をとりました。令和2年2月17日月曜日に同非常勤寄宿舍指導員が酒酔い運転の容疑で検察に送致されたとの情報を得て、送致に合わせて本事案を公表したものです。

飲酒運転は、道路交通法違反の中でも交通3悪と呼ばれる最も悪質で重大な違反であり、県民の皆様の信頼を大きく損なう事態となり、まことに申しわけございませんでした。

本事案の発生後、改めて各県立学校に対しまして、県立学校長会議、令和1年の12月6日、臨時県立学校長会議、そして令和2年1月24日、県立学校長事業等説明会を通じて、注意喚起を行っておりましたが、令和2年2月17日月曜日の公表にあわせて、再度臨時非

常勤職員を含めて注意喚起を行い、服務規律の徹底を図ったところです。以上です。

◎今城委員長 質疑を行います。

(なし)

◎今城委員長 質疑を終わります。

以上で特別支援教育課を終わります。

以上で教育委員会を終わります。

お諮りいたします。以上をもって本日の委員会は終了とし、この後の審査については来週以降行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

◎今城委員長 それでは、以後の日程については決定し次第、事務局より、委員の皆様にお知らせをいたしますので、よろしく願いいたします。

本日の委員会はこれで閉会いたします。

(散会 午後0時7分)